

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和36年4月から44年1月までの納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和36年の制度開始当初から年金に関心があり、夫は会社員であったので加入していないが、私は加入する義務が無くても、将来年金を受給したいと考えていたので、間違い無く同年から国民年金に加入した。

申立期間中は、A市B町に居住しており、同町内にあった「C」に、A市役所の職員が定期的に訪れ、町内の者が集まって税金と一緒に国民年金保険料を納付していた。

昭和42年ごろに同市D町に転居した後は、市役所に保険料を持参して納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和44年2月から59年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間に係る国民年金保険料を完納している上、積極的に国民年金に任意加入しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、「A市B町のCに、A市役所の職員が定期的に訪れ、町内の者が集まって税金と一緒に国民年金保険料を納付していた。」と述べており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況や納付場所を具体的に記憶している上、社会保険庁の記録上任意加入した時期とされている昭和44年2月時点では同市内の別の町に転居していることから、記録上の納付済期間の納付状況と誤認することは考え難い。

さらに、申立期間前後にはC（平成2年にA市E町へ移転）のDが自治会長を務めており、自治会の寄合等のためにCに地元住民が集まる機会が度々あったとするCの関係者の供述や、申立期間当時のA市B町における国民年金保険料の納付方法について、Cで毎月末に自治会内の住民が集まり、その場で市役所の職員が国民年金保険料を徴収していたとする同町の現自治会長の供述が得られたことから、申立内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 36 年 6 月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A産業株式会社（現在は、B株式会社）C営業所に勤務し、厚生年金保険被保険者として、給与から同保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立書に申立期間当時勤務していた事業所を「A産業株式会社C営業所」と記載しているが、申立人は、「申立期間当時、会社がD市E町にあり、『F』の看板があったことは間違いないが、会社名については、はっきり覚えていない。」と供述していること、及び昭和 38 年発行の住宅地図から判断すると、申立人が申立期間当時勤務していたと主張する事業所は、同社の関連会社であるG株式会社（現在は、H株式会社）であると考えられる。

しかし、申立人は、申立期間当時の勤務内容について、「小さな電球を作っていた。」と供述しているものの、同僚の氏名を全く覚えていない上、社会保険事務所が保管するG株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に氏名の確認できる同僚のうち4人から供述を得ることができたが、「電球を作る作業に携わっていた。」と供述している同僚2人を含め、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立期間当時、申立人の同社における勤務実態についての供述は得られない。

また、H株式会社は、申立期間当時の資料を廃棄していることから、申立

人の勤務実態について確認できる関連資料等はない。

さらに、社会保険事務所が保管するG株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和34年7月10日から36年11月3日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い上、A産業株式会社C営業所、申立期間当時、D市内に所在していた同社の関連事業所と思われる同社I事業部及び同社J出張所について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号の欠番も無いことから、申立人がこれら3事業所において勤務していたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 21 日まで

申立期間当時に勤めていたAマーケットで、私が厚生年金保険被保険者になっていることを知らなかったし、脱退手当金制度のことも知らなかったにも係わらず、脱退手当金が支給決定されていることには納得できない。

脱退手当金を受給したという証拠書類を提示してもらわなければ、承服できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するAマーケットの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後のページに記載されている女性被保険者であり、脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間2年を有し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年4月21日の前後2年間に資格喪失した者13人について、社会保険庁が管理するオンライン記録を確認したところ、申立人を含む7人に脱退手当金の支給決定記録が確認でき、うち申立人を含む6人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、脱退手当金の支給決定が確認できる同僚6人のうち、連絡先不明者の4人を除いた同僚2人に聴取したところ、「脱退手当金は受給をしていない。」「退職時に、会社から脱退手当金に関する説明は聞いていない。」としているが、Aマーケットの元事務担当者が、「私が知る範囲では、退職者に対し個別に失業保険等を説明する際に、脱退手当金を受給するかどうかの意向を聞き、本人の申出があれば会社が代理で社会保険事務所に請求手続をしていた。」と供述している上、昭和42年に脱退手当金が支給決定されて

いる元従業員の1人も、「退職する際に、会社の事務担当者から脱退手当金の説明を受け、請求するかどうかの意向を聞かれたことを覚えている。厚生年金保険制度のことを良く知らなかったこともあり承諾したので、会社が代行してくれたと思う。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

さらに、社会保険事務所が保管するAマーケットにおける申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給決定を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 31 日から同年 12 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
昭和 32 年 3 月 16 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）に入社して、同年 12 月 26 日まで同社で勤務しており、申立期間についても給与から保険料を控除されていたと思うので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社から提出された臨時工名簿（短期間、臨時の雇い入れについて、同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した人を一覧表にしたもの。）では、申立人は、昭和 32 年 3 月 16 日に資格取得し、同年 12 月 26 日に資格喪失している記述がみられる。これについては、同社の人事部担当者も「申立期間当時の A 株式会社では、臨時に雇用し、同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の氏名を一覧表にしていた。今回提出した臨時工名簿に記載されている 30 人については、全員が昭和 32 年 3 月 16 日に資格取得し、同年 12 月 26 日に資格喪失したと理解している。」と供述している。

しかし、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、臨時工名簿に記載されている申立人を含む 30 人の厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和 32 年 3 月 16 日に 30 人全員が厚生年金保険の資格を取得しているものの、このうち、申立人を含む 23 人は同年 5 月 31 日付けで、残りの 7 人は同年 6 月 12 日付けで資格喪失していることが確認できる上、臨時工名簿に記載されている 30 人のうち、14 人については、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

により、同年5月31日付け又は同年6月12日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、後日（同年10月1日付け等）、同資格を再取得していることが確認できるが、申立人を含む残りの16人については、同名簿において、同年7月以降に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることを確認できないことから、臨時工名簿に記載されている臨時工全員が同年3月16日から同年12月26日まで継続して厚生年金保険に加入しているとは認められない。

また、臨時工名簿に記載されている同僚のうち、厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できた14人のうち、連絡のとれた2人の同僚は、「臨時に雇用され、工場で2か月から3か月ぐらい勤務した後、勤務しない期間を挟んで、再び2か月から3か月の間勤務していた。」、「臨時に雇用され事務をしながら工場内での見学者の案内の仕事を3か月から5か月行っていたが、その後会社からの指示で数か月休み、再度3か月から5か月の勤務をし、これを繰り返して、2年後に正社員になった。」と供述している。また、A株式会社の申立期間当時の事務担当者は、「臨時の人は会社の規則により、2か月から3か月の間雇用した後、会社から雇用を打ち切り、そのうち一部の人については、忙しい時期に会社から連絡して再び雇用していた。」と供述している。

以上のことから、申立期間当時、A株式会社では、業務繁忙期に、工場案内係や工場勤務者として短期間雇用し、これらの者について臨時工名簿を作成し、一部の者について、次の業務繁忙期にも雇用手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。